

■ ゲームカードの交付請求

東京都府中市立武蔵台小学校6年生（2008年2月）

■**児童** よろしくお願ひします。

■**今井** 先ほどの全体授業に続いてみんなで議論します。最初に設例の確認をします。

小学校6年2組の一郎君と次郎君と三郎君がいます。幼稚園の時から、大の仲良しでね、冬休みにたんまり宿題が出されちゃったんで、どうしようか？ やりたくないもんだから、じゃんけんで負けた人間にやらせて、じゃんけんで勝った人間は、見せてもらうことにした。じゃんけんしたら、三郎君が負けちゃった。で、三郎君がやることになった。でも、三郎君もあまり勉強が好きそうじゃないもんだから、ちゃんとやらせるために約束をさせた。もしやってこなかったら、三郎君の一番大事なものを貰うよと。「絶対やってくるから。」というふう三郎君が言った。

果たして、冬休み明けの前の日に一郎君と次郎君が、三郎君の家に行きました。三郎君が出てこなかった。お母さんが出てきました。三郎はインフルエンザで今もう寝込んでいるんです。がぁ〜ん、となってしまうんだけど、もはやもう、間に合わない。

翌日、学校に行ったら、一郎君と次郎君は先生にガンガンに怒られた。でも、三郎君は病気だから、しょうがないじゃないかと。そこで、一郎君と次郎君は、面白くないんで、約束どおり、三郎君に、三郎君が一番大事にしているもの、それはなかなか手に入らないゲームカード、それをよこせと請求した。

こちらは、渡さなくていい、という人。こちらは、渡すべきだ、と。先ほどの1組では、数がまったく逆でした。非常にそういう意味では先生は興味があります。

まず、「渡さなければいけない」という方から、理由を言ってください。その次に「渡さなくていいよ」という人たちに理由を聞きます。で、お互いに議論していきたいと思ひます。

じゃ、渡すべきという人、理由をどうぞ。

*** 渡すべき（理由） ***

■**児童** 三郎君は、「どんなことがあってもちゃんとやる」って言っているんで、インフルエンザにかかってもちゃんとやらないといけないから、渡さないといけないと思ひます。

■**今井** どんなことがあっても、三郎君が言っていたから……。はい、他に。

■**児童** インフルエンザになったとしても、なる前は暇だったわけだから、その間にやらないのが悪いんだと思ひます。

■**今井** なるほど、冬休み中インフルエンザになっているんじゃないんだから……。まあ、でもね

え、三郎君も勉強、嫌いだったんじゃないかなあ。はい、他に。

■児童 約束してしまったこと責任をとらないと……。

■今井 約束した以上、言葉の責任を持って、と。

■児童 冬休みずっと寝込んでいたのなら、他の人に頼むなど、方法はいくつもあった思うし、対策をとらないと。約束したからカードは渡さないといけない。

■今井 対策を取るべきだったということか。具体的には、どういう対策をとればいいのか？

■児童 他の人に頼む。

■今井 他の人に頼む？ 他人にまた見せてくれって頼むの？ お母さんにやってもらうとか。

■児童 それだと、怒られちゃう。

■今井 何で、怒られちゃうんだ？

■児童 ……？

■今井 すごく、いいことを考えているね。怒られちゃうような約束しているってということかもね。

■児童 じゃんけんで負けた人が、宿題をやるっていうところで、否定しなかったから、やってしまったから、カードをあげたほうがいいと思う。

■今井 なるほど。もしね、自分が、負けてやらないようなことをするんだったら、もうじゃんけんもするな、ということか。

■児童 三人で決めたことだから。その時に、自分が負けたら、ということを考えてなくて覚悟を決めてからやった、っていうことだから。必ず、カードは渡したほうがいいと思う。約束したことは守る。

■今井 なるほどね。

■児童 インフルエンザになった時に一郎君と次郎君に電話とかをして、出来ないから、やっというたほうがいいよって、電話しなかったから、渡さなくさやいけない。

■今井 なるほど、一郎君と次郎君が前の日にやってきて初めてインフルエンザで寝込んでいることを知ったわけだからね、だったら、その前に言ってよ、ってそういうことか。でも、その考えだと、それを言えば、渡さなくていいことになるのかな？ そこは、どう？ 「ぼくは、もうインフルエンザになっちゃったから出来ないから、自分でやってね」って言ったら、それはもう渡さなくていいことになるのかな？ 難しい質問かな？

じゃあ、もうちょっと質問したいんだけど。こっちのみんなは約束したんだから、守んなきゃいけないっていうふうに思っているんだよね。なんで約束って、守んなきゃいけないの？ なんで約束って守んなきゃいけないのかな？

■児童 約束したことを守らないと自分だけでなく約束した人にも迷惑がかかっちゃうから、守らないと。

■今井 なんで約束って守んなきゃいけない？

■児童 神様との約束を守らないと、死刑とかそういうことがあるから、約束とか……。

■今井 神様との約束…、を守んなかったら……。

■児童 宗教。

■今井 ああ、宗教とかで死刑になってしまう。ある宗教ではね、死刑とか。そういうものになりたくないから、守んなきゃいけないと。

「約束」ってことで考えると、実は、難しいね。今までね、約束したんだから守んなきゃいけない、って当然のように思っていたけど、なんで、約束って守んなきゃいけないんだろう、ってことを考えてほしいっていうのが今日の一つのテーマなんですけど、それはこっちの意見を聞いてから、また考えてみよう。

*** 渡さなくていい (理由) ***

■今井 では、渡さなくていいっていうふうに言ってた人、理由。さあどうぞ。

■児童 三郎君は、ちゃんとした理由があったのだから渡さなくてもいいと思う。

■今井 ちゃんとした理由っていうのは？

■児童 インフルエンザにかかって、どうしても出来ないという理由があったから、渡さなくてもいいと思う。

■今井 本当は、守んなきゃいけないんだけど、どうしても出来ない理由があったんだから、渡さなくていいと。そうすると、あなたの考えだと、インフルエンザじゃなかったらどう？ たとえば、普通の風邪。たとえば、おなかが痛い。お餅の食べすぎとか……。

■児童 (笑い)

■今井 はい、他に。

■児童 文章の中にやや押しされ気味の三郎君って書いてあるから、三郎君は「わかってる、どんなことがあってもちゃんとやるよ」って言っているけど、これは約束じゃないと思うし、宿題は自分のやるべきことだと思うから。

■今井 なるほど、やや押しされ気味か。なんとなく流れでしようがなく言ってしまったんじゃないかと。で、宿題は？

■児童 自分でやるべき。

■児童 宿題は自分でやるべきだから、渡さなくてもよくて、それで、宿題を見せてほしいなんて、ずうずうしい。文章中にカードゲームは、宝物でってあるけど……、カードゲームが一番大切なものじゃなかったら、渡さなくてもいいから。

■今井 最初に言ったのは、宿題を見せてもらうなんて、ずうずうしい、ということか。でも三郎君が勝ったら、一郎君か次郎君に見せてもらうつもりでいたんじゃないの？

■児童 わかんない。

■今井 わかんないか……。それから、もう一つは、一番大切なものっていうのは、別にカードじゃないかもしれないと。なるほどね。

■児童 三郎君は、「やる」って言ったのは、本当は事実だけど証拠がない。だから、渡さなくても

いい。

■今井 口約束で、言ったか、言わないか、になっちゃう。

渡さないでいいっていう考え方に二つね、考え方が分かれちゃう。彼女が言った考え方は、基本的には約束は守らなければいけないんだけど、インフルエンザなんだから、しょうがないじゃないですか、ということだよ。それと、あなたと君が言ってくれたみたいに、そもそも宿題を見せてもらおうなんて約束自体おかしいんだから、守なくてもいい。見せられなくなった理由は関係ない、っていうこと。わかりますか？ ぼくが言っている意味。渡さなくていいって言っている人の中にはね、証拠がないっていう理由はちょっとおいて、二つね、どんな理由があっても、こんな約束なんて守なくてもいい、という考え方と、約束を守れなかった理由によっては守なくていいという考え方と、二つある。

こっち（渡さなくていい）のほかの子たち、ちょっと、手挙げてみて。彼女が言ったみたいにインフルエンザなんだから、仕方がないじゃない、だから渡さなくていい、と考える人？……。はい。そうすると、理由の如何によっては、渡すべきになるの？ そういうことになるかな？

逆に、そもそも理由はともかく、この約束は守なくてもいいよ、って思っている人は？……。はい。すると、君と君はどういう考えなの？

■児童 一郎君と次郎君は、ぎりぎりに冬休みの一日前に三郎君の家に来て、終わっているかどうか確認しに来たから、それまでにもっと早く確認しに行っていればよかった。

■今井 さっきの人の意見と逆で、先に出来なくなるんじゃないかということ予測して自分から、怒られないようにするためには、早く行けばいい、ということね。

■児童 三郎君にやってもらっているんだから、一郎君と次郎君が渡すべき。

■今井 三郎君にやってもらっているんだから、一郎君と次郎君は逆に何かを渡すべきだ。だから、渡さなくていい。この約束は、やらなかったら、何か渡すという約束じゃなくて、やってもらうんだから、逆にもらってもいいはずだということか。それとも、そもそもこういう約束をすることがおかしい、ということなのかな。

*** 相互に意見交換 ***

■今井 わかりました。議論がね、いろいろ出てきたんですけど、今ね、こっちの人の意見を聞いて、なんかちょっと意見が変わったとか、あるいは質問してみたいとか。こういう場合はどうなんですか？ という質問なり、意見なり、いろいろと言い合ってみようか。

■児童 インフルエンザにならないように予防していればいい。

■今井 約束した以上、守るためにきちんと自分の体調も管理しろと。はい、それについて何か反論ある？ ちゃんと体調管理しないといけないということついて。

■児童 体調管理といっても、その人が予防していたかもわからないから、それはちょっと違うと思う。

■今井 体調管理をしていたにも関わらず、インフルエンザになってしまったときは、理由にはならないでしょ、と。

■児童 その約束自体がおかしいと言っていた三郎君は、承知で約束をしてしまったんだから、それは守らないといけないと思う。

■今井 約束自体がおかしいと言っているんだけど、承知でやっているんだからと。なるほど、それについて反論。

■児童 でも、約束だとは、そんなことは、言っていない、つつうか、書いていないから。

■今井 証拠がないということと、悪い約束でも承知でやったんだろう、だったらやんないといけないんだろうという意味かな。

■児童 約束をやる前に絶対に大事なものをちゃんともらうからねと言っていないから、それは三郎君もちゃんと承知していないと。

■今井 なるほどね、じゃんけんで決める前に大事なものをもらうぞ、と。負けた人からもらうぞと決めてから、じゃんけんしたんじゃないんだから。了解していないと……。でも、あなたの考えだと、じゃその前に言っていたら、こっち来ちゃうのかな？

他に……。何か質問でもいいよ。

■児童 さっき、三郎君が言ったことで、わかっているって承知して、「絶対に宿題をする、もしやれなかったら、大事なものをもらうからね」と言った時に、三郎君の言葉で「わかってる」と。

■今井 なるほど、君の考え方は、最初にじゃんけんする前に言っていなくても、あとで最終的には、わかったって言ったんだし、冬休みは期間があるんだから、自分の体調管理をしてきちんとやらなければいけない。そういうことだな。

こっち、人数多いんだから……。発言していない人いっぱいいるよ、はい。

■児童 文章中に、やや押しされぎみの三郎君とありまして、さっき流れで言ったって言ってましたけど、「どんなことがあってもちゃんとやるよ」って言っているから、自分の言った言葉にはちゃんと責任を持ったほうがいいと思う。

■今井 押されてなんとなく言ったようにも思うかもしれないけれど、言った以上は責任を取れということだな。言った以上は責任を取らなくちゃいけない理由っていうのは、一体どこにあるのかな。やっぱり最初の、約束は守んなきゃいけないっていう質問に帰ってくるんだと思うんだけど。

じゃあ、今度は両方に聞きます。基本的には、約束っていうのは守んななくちゃいけない、って思っているんだよね、そっちの人たち（渡さなくていい）もね、みんな。なんで、約束って守んななくちゃいけないの？

■児童 自分たちのルールみたいなものだから。

■今井 あ〜、さっきの授業でも言ったね。国民と国の約束、ルールだ。けども、約束、契約というのは、お互い同士が決めたルールなんだから、ルールである以上、守んなきゃいけない。あ〜、いい意見が出た。でも、ルールだから守んななくちゃいけないっていうのは、なんで言えるの？

■児童 約束したら、その相手がいるから、約束、破ったら、相手に迷惑がかかる。

■今井 迷惑がかかる、なるほど。ルールを決めたのにルールを守らなかったら、相手に迷惑がかかる。他に？

■児童 ……。

■今井 それをさっきも先生、言ったけど、みんなに一生懸命、考えてほしいなあと思っているのね。

*** まとめ (約束の考え方) ***

■今井 1組もそうでしたけど、2組のみんなもすごく、色々な意見を出してもらったんで、はっきり言って小学校で、法律家の弁護士が来て、こういう設例で授業するのは、おそらく日本で初めてのことだと思いますが、ビックリしました。みんなすごくいろいろ、考えているんで。これから、ちょっと難しくなるかも知れないけれど、約束をどう考えるか、まとめていきたいと思います。

(以下、黒板に紙を張り出しながら)

約束ね、まあこれを僕達、法律家の中では、「契約」っていう言い方をしたりしますが、ルールを守らないと相手に迷惑がかかる。言葉換えていうと、ルールを決めて、ルールに従って、初めて社会の秩序が保てるんですね。だから、みんなが好き勝手なことをして、好き勝手にたとえ決めたことでも「破ってもいいよ」っていうんだったら、だれが何を信じて生きていったらいいのかわからない。だから決めた約束っていうのは、守っていかなきゃいけないっていうのが、大原則なんです。これは、両方の人、みんな同じ意見だと思います。

ところが、じゃあ約束っていうのは、とにかく約束した以上、常に守らなければいけないのか、どうか？ っていうことが、今回のテーマなんです。

いい意見が出ました。まず、そもそも、(1)「そんな約束があったのか」どうなのかが、はっきりしていないんじゃないかと。約束があったかどうかをはっきりさせることが大事なんだ。口約束なんだから、そんなものは証拠のない約束なんだ。だから守らなくてもいいじゃないかと。それは、最終的には裁判所で判断する以上は、証拠にないものについては、判断できないのだから、結局、守らなくてもいい、というか裁判所は守らせることができないということですよね。ところが、口約束でも約束したってことがわかれば、それも約束。契約書みたいなものにサインしてなくても、証言だとかそういうもので契約自体はあったことが明らかになればいい。必ずしも、契約書がなかったら、ダメだよというわけではありません。じゃあ、契約があったことはわかりました。でも今度は、(2)「契約の中身」を考えてみましょう。約束をした以上は、常に守らなければいけないといえるのか？

典型的な例を言います。「あいつが憎いから殺してくれ」と、「殺したお礼に300万円渡す」こういう約束をした。こういう約束をした時には、これは守らなければならないのですか？ それは、どうでしょう？ そういう約束の中身によって、守らなくてもいい約束もある。もっと言えば、守っちゃいけないかもしれない。もう一つ考えなければいけないのは、(3)「約束したいきさつ」です。

やや押され気味に本当は本意じゃないのに、約束させられてしまった。そういうような場合もあるかもしれない。そのようなときでも守らなければいけないのか？ このように約束を考える時に、大きくこの3つの観点から考えていかなければいけない。

で、一番最初の約束があったことについては、証拠があるか、ないかの問題なんですが、二番目の約束の中身、まず、考えなければいけないのは、先ほど、先生言いました、違法な内容ですね。「人を殺してくれ」こんなものを守っている訳がありません。そうですね。それから、他にも中身で考えなければならぬものがあります。大事なものを渡す約束、大事なものって一体何？ 一郎君と次郎君は、カードが一番大事なんじゃないかなあと思っているけど、みんな一番大事なものって何ですか？ 自分たち？ 自分の命？ 一番大事なものって自分たちじゃないですか？ じゃ、「それをあげるよ」なんて約束はいわないでしょ。そうすると、「一番大切なものを渡すよ」っていうような約束、すなわち、中身が不確定な約束ね。こういったものってというのは、裁判所が判決を下して、強制的に実現させられるようなものじゃないわけですよ。それから、もう一つ、約束はしたけれども、実現不可能なものね。たとえば、月の石を拾ってくるっていう約束をした。今はねロケット使って行ってくれば、持ってくるっていうことも実現出来るかもしれませんが、普通の社会生活を送っている以上は、月に行って石なんて拾ってこれない。そんな約束したって守らせることは出来ないんだ。このように約束の中身としても、この3つの視点からね、つまり、①違法な内容、悪い内容の約束、それから、②確実じゃない、不確実な中身の約束だとか、③実現不可能な約束というものは、そもそも守らせることは出来ないじゃないか、ということになります。

それで、最後の三番目ですね。「約束したいきさつ」も考えなければいけません。これは、先ほど、意見が出ていましたけれど、やや押され気味のね、押され気味で。もしかしたら、一郎君と次郎君は、いじめっ子で、三郎君はいつも従っていた、で、そういうような脅されて約束したような場合。脅されて、約束した例ってというのは、みんな、わかんないかもしれないけど、典型的な例はね、「押し売り」ってみんな聞いたことある？ 家の中に入ってきて、玄関先で君たちのお母さんに向かって、ゴム紐とか、そういったものを高く売りつける。強面（こわおもて）の人がね、変な人が入って来てね、「買ってくれるまで絶対に帰らない」と。もう、根負けしちゃって、怖いもんだから、「わかりました、じゃあ、買いましょう」。そんなものだって、本来ならば、守らなくてもいいこと。それから、脅されたんじゃないんだけど、だまされて約束した。たとえば、一個百円位しかしないものなんだけど、「これはすごく高いものなんだよ」ということで「一万円で売ってあげるよ、すごくお買い得だよ」と騙された。このような場合にも、「約束したんだから、守りなさい」というふうには言えないでしょう。更に、勘違いした、こういう場合があるんですね。どういう場合かという、君たちのお母さんが、デパートに行って指輪を買いに行きました。すごくいい指輪が一万円。店員さんに「これください」と言いました。そしたら、見間違いでゼロ二つ違っていてね、百万円だった。このような場合、「これください」って言ったんだから、あなた百万円で買いなさい、っていえるかな。勘違いした場合にも、約束を守らせる必要はないだろう。あと他には、冗談で約束した、もしかするとこの例でいうと、三郎君が「自分の大事なものを渡すよ」と言った時ね、もし出来な

かった時には、別に三郎君がカードをくれなくても、まあいいや、というふうだね。もしかしたらみんな冗談でやっているかもしれない。さらには、ウソの約束というのものもあるんですね。ウソの約束ってというのは、形だけで約束する場合があります。今回の例とちょっと違うんですけど、たとえば先生が税金を滞納していた。そうすると国から、家とか差し押さえをされてね、売り払われてお金を強制的に取り上げられてしまいそうになった。そこで知り合いにお願いした。土地とか家を誰かに売ったことにしてくれと。そうすると国が差し押さえに来るときに、ないから差し押さえが出来なくなる。お互いにウソをついて売ったことにする。このような場合にも守らなければいけないのかと。

ちょっと、難しい話になりましたけれど、約束ってものを考える時にただ単に「約束は守るのが当然」ではないんですよ。色んな観点から、しかもね、さっき全体の授業で僕は言いましたけれども、法律と他のルールの違いというのは、国が、国家が強制的に嫌でも実現させてしまうというすごい力の強いものを持っているんですね。たとえばですよ、一番典型的な例でいえば、人を殺したら300万円渡すと約束して、先に300万円渡しましたと。ところが、やっぱり人を殺すことは良くないと言って殺さなかった。その時に、「渡した300万円返して」と裁判所に訴えた。このとき、裁判所が「300万円返さない」という判決を出せるのか？ 出せない。どうしてかという、もし裁判所が「300万円返さない」という判決を出すということは、これを逆から考えると、返したくないというなら、「人を殺さない」ということになるんだね。わかるかな？ 「300万円返さない」と判決を下すこととは、返したくなかったら「人を殺せ」って命じることになる。そんなこと裁判所は言えないよね。ね？

そうすると、今回の問題もね、いろいろたとえば、もしかしたら、脅されたり、冗談でやった約束なんじゃないとか、色んなところで考えられる。なかでも、一番、考えなければならないのは、宿題っていうものを人から見せてもらう、ていうことがね、先生が、今言った、人を殺したらお金を払うっていう約束と同じくらい違法な内容なのか？ それともそうじゃなくて、そこまでの問題じゃなくて、常識的に考えて宿題っていうものは自分でやるべきものだけど、人を殺すとかとはやはり違うよっていうふうを考えるのであれば、約束は守らなければいけない。この問題は、色んな角度から考えると、とても難しい問題なんで、どっちの答えもあります。そういった点からももう一回みんなで考えていってほしいなあというふうに思います。

あんまり時間が無くてね、十分に議論出来なかったんですけど。何か質問とか、何でもいいですよ。先生、あと時間は。

先生 あと5分。

■今井 あと5分ですか。時間を間違えてもう終わりかと勘違いしていました。何かない？ 全体の授業のことでいいですよ。

*** 質問など ***

■**児童** 約束した時に契約書とか作ったのに、持っていた人が燃やしたり、なくしちゃったりしたら、どうなんですか？

■**今井** それも契約書がなくても、約束がしたってということが、はっきりすれば、それは守らないといけないということなので、途中で契約書が無くなったとしても、他の方法で証明することが出来れば、やっぱり守んなきゃいけない、ことになる。いいかな？

ちょっと、時間があるんで……。弁護士とかになってみたいと思う？ どう？ それから法律家ってというのは、裁判所で、裁判官と弁護士とも一つ、あるんですけどもわかります？

■**児童** 検察官。

■**今井** 検察官って、どういう仕事するか知っている？

■**児童** 犯人を追い詰める……。

■**今井** 検察官っていう仕事は、被告人を罪に問う仕事ではあるんだけど、僕は、今、弁護士なんだけど、逆に助ける方……。

■**児童** 罪を犯した人を弁護する気持ちっていうのは、どんな気持ちなんですか？

■**今井** 罪を犯したかもしれない人を……。っていうことね、いい質問だね。僕たちの考え方は、罪を犯したかどうかっていうのは、裁判で白黒がつくまでは、決してこの人が、黒い！犯人だ！というふうに思っはいけない、という理屈で活動しているの。なので、この人がやったんだと思っても、裁判所で无罪の確定をするまでは、無実かもしれない、という大前提、これを聞いたことあるかもしれませんが、「無罪の推定」「推定無罪」と言ったりするんですけども、そういう原則で動いているので、実は、罪を犯したんじゃないんだと思って弁護することが出来るので、そんなに、なんていうのかな、自分の中でストレスを感じるっていうのはないんだけど。

でね、君が質問したからあえていうけど、弁護士で一番大変な時はどういう時かという、実はその逆なの。たとえばね、最近ね、痴漢のことで無実のサラリーマンが捕まって、映画になったりして居るじゃないですか。「それでもぼくはやっていない」という映画（東宝配給・周防正行監督）があるんですけど。そういう場面で逮捕されちゃった人のところに行くと、「先生、僕は触っていないんです、やっていないんです。痴漢なんてしていません」って言われる。でも認めないと出てこれない。この後10日間とか、20日間とか、場合によっては裁判が終わるまでずっとここから出てこれない。そうすると、会社も辞めないといけないし、家族にも知られちゃうし、大変なことになっちゃう。なので、「先生、僕はやっていないんだけど、警察がいうには、今認めれば罰金ですぐ出てこれると言っています。先生、僕はやっていないんだけど認めていいですか？」と逆に質問されることがある。このときが、弁護士としてはとっても、実は困る。

やっていない人、白だと僕も確信しているんだけど、本人がずっとこんなところにいるわけにはいかないから、「認めていいですか？」と言う。そういう時に弁護士として、「認めていいよ」ってはいえないし、かといって、「がんばって戦いましょう。」って言えば、ずっと出てこれないし……。こういうシチュエーションが実は一番難しく、君が質問した逆だけども、もしかしたらこの人、犯人なのかなと思って弁護する時よりも、やっていない人に、「やったと認めていいですか？」と質

問されるのが、実は弁護士として一番辛い。

時間が余ってしまい、最後に非常に難しい質問を投げかけてしまいましたけど、みんな是非ね、せっかくの機会なんで、色んな角度から色んな見方があることを広い目で見て、そして、もし良かったら、法律家になってほしいなって思います。

本当にご苦勞様。そして本当にありがとうございました。

* * * * *

(板書)

約束(契約)

第1

約束があったこと

第2

約束の中身

違法な内容
不確実な内容
実現不可能な内容

第3

約束したいきさつ

騙されて約束
脅されて約束
勘違いして約束
じょうだんで約束
ウソの約束